## 企画競争実施の公示

平成 29 年 1 月 27 日

独立行政法人住宅金融支援機構 契約担当役 財務企画部長 平井 光夫

次のとおり企画提案書(以下「提案書」という。)の提出を招請します。

## 1 業務概要

(1) 業務名

平成29年度ビジネススクール(論理的思考力)派遣研修

(2) 実施目的

機構において、職員一人ひとりが自律的に考え行動し、業務の効率性を高めるためには、 論理的思考力(問題解決力、コミュニケーション力、仮説構築力など)を鍛えることが不可 欠である。中堅職員の更なる飛躍を支援するため、論理的思考力を習得する講座へ派遣する。

- (3) 業務内容
  - (2)の目的を達成することを狙いとして、次の業務を委託する。
  - ・派遣研修プログラムの企画、派遣手続、研修生へのオリエンテーションの実施
  - ・派遣研修の実施、派遣期間中の研修生との調整(研修生からの要望等への対応を含む。)
  - ・派遣研修の実施後、受講者アンケートのフィードバック
- (4) 履行期限等
  - 1派遣期間

平成29年6月から平成30年3月までの間で、業務を継続しつつ受講が可能な時間帯での開催とする(例:平日夜間に毎週又は隔週で数ヶ月の通学、土日2日間×数回の通学等)。

②履行期限

平成 30 年 4 月

(5) 派遣者数

25 名程度を予定

(6) 派遣場所

機構の本店所在地(東京都文京区後楽 1-4-10)から 1 時間程度で通える範囲であること。 なお、上記に加えて、複数地域で開講している等、機構の地方支店からの派遣も受け入れ 可能な場合は、当該地域における派遣も行う場合がある(地方での開講は必須ではない。)。

#### 2 企画競争参加資格要件

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 28・29・30 年度独立行政法人住宅金融支援機構競争参加資格「役務の提供等」の資格 を有する者又は平成 28・29・30 年度国の競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」 の資格を有する者であること。
- (3) 当機構より競争参加停止等処分を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 商法 (明治 32 年法律第 48 号) その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
- (6) 機構から競争参加停止等処分を受けており、当該処分の終期が到来していない者及びこれ を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、 暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準 ずる者又はこれらの者と関係のある者でないこと。
- (8) 過去3年以内に金融機関等民間企業から、論理的思考力を習得するための派遣研修に研修生を受け入れた実績を有していること。
- (9) 機構の担当者との頻繁な打ち合わせに対応できる責任者を配置できること。

# 3 手続等

(1) 担当部署 (問い合わせ先)

〒112-8570 東京都文京区後楽 1 丁目 4 番 10 号

独立行政法人住宅金融支援機構 総務人事部人事グループ(担当:高橋、土橋)

TEL: 03 (5800) 8033

E-mail: Takahashi. 9kh@jhf. go. jp, Tsuchihashi. 8kh@jhf. go. jp

(2) 提出要請書の交付期間、場所及び方法

平成29年1月27日(金)から平成29年3月7日(火)17時00分まで

(1)の部署にて直接交付する。

提出要請書の交付を希望する場合には、(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

平成29年3月8日(水)11時00分

合計6部(正本1部及び副本5部)を(1)の部署に持参すること。

※提出期限までに(1)に到達しなかった提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。

(4) 質問の受付期間、方法等

平成29年1月27日(金)から平成29年3月3日(金)17時00分まで

(1)の部署への e-mail に限る。なお、評価基準に関する質問は受け付けない。

回答は全て平成29年3月6日(月)までにe-mailにて行うものとし、その時点で提出要請書受領済みの者全てに回答内容を開示する。

(5) 企画提案に関するヒアリング実施の有無 必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。実施する場合の日程等については、(1) の担当から個別に連絡する。

## 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。採用しなかった提案 書は返却しないので、返却を希望する提案者は、その旨を提案書を担当部署等に提出する際 に申し出ること。
- (5) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止等の処分を行う場合がある。
- (6) 特定した提案内容については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号) に基づく開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 特定した提案を行った者の名称、住所、代表者氏名及び特定日、提案者毎の評価得点の合計は、当機構のホームページで公表する。
- (8) 提案が特定された者は、企画競争手続を実施した結果、唯一最適な者として特定したものであるが、当機構会計規程等に基づく契約手続の完了までは、独立行政法人住宅金融支援機構との契約関係を生じるものではない。
- (9) その他の詳細は、提出要請書による。